

国際姉妹都市マールボロウ市(米国) 生徒のホストファミリー募集



※ホームステイ中にかかる経費は各家庭で負担
▽応募条件
●市立中学校に在籍する生徒がいる家庭
●国際交流に興味があり、受け入れについて、家族全員の承諾が得られること
●ホームステイ期間中、生徒を1人にするのではないこと
●国籍、人種、性別、宗教、思想などで差別的な言動をしないこと

国際姉妹都市のマールボロウ市から、ミドルスクールの生徒が10月13日(金)に来日し、24日(火)まで市内に滞在します。
▽募集数 12家庭(男子生徒6人、女子生徒6人、抽選)
▽ホームステイ期間 10月14日(土)～24日(火)
※10月16日(月)～23日(月)(土曜・日曜を除く)は、受入生徒と一緒に市立中学校に通います。
▽謝礼 商品券1万円分

●本事業の計画に従って受け入れられること(説明会、歓迎式、事後報告会への出席など)
▽申込み方法 6月29日(木)までに、申込書を在籍中学校に提出してください。
※申込書は、市立中学校、生涯学習推進課で配布します。
※市ホームページからダウンロードできます。
▽申込み・問合せ 生涯学習推進課生涯学習係(直通558・2438)
は時給1181円
●募集人数:10人程度(保育士、教員免許がある方と経験者優先)

非常勤職員・嘱託員の募集
▽職種 非常勤職員(児童館補助員、学童クラブ補助員)
●期間:7月21日(金)～8月31日(木)(日曜日、祝日を除く)
●勤務日時
●児童館補助員:雇用期間内で5日間 午前8時30分から午後6時までのうち7時間
●学童クラブ補助員:月曜から土曜日までで週5日間 午前8時～午後7時(主に午前8時～正午、実働4時間)
●勤務場所:市内児童館、学童クラブ
●勤務内容:児童への集団、個別指導
●賃金:時給945円
※午後6時～7時、月曜から金曜日までの午前8時～8時30分、土曜日の午前8時～9時

●応募資格:保健師、精神保健福祉士、社会福祉士
※いずれの職種も普通運転免許が必要
●募集人数:1人
●申込み方法:7月3日(月)までに、履歴書(上半身正面脱帽写真貼付)と資格を証明できるものの写しを添えて、直接窓口にお持ちください。
●応募・問合せ:障がい者支援課障がい者相談係(直通558・1157)

情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況

情報公開制度は、市が保有する情報の公開を求める市民の権利を保障し、透明で開かれた市政を実現することを目的とした制度です。個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な

表1 実施機関別の市政情報公開請求(申し出)件数

Table with 3 columns: 実施機関, 主管課, 件数. Rows include 市長 (企画政策課, 総務課, etc.) and 教育委員会 (生涯学習スポーツ課).

取り扱いを定めることで、市民の権利利益を保護し、市民の皆さんが自分の情報の開示、訂正などを求める権利を保障する制度です。平成28年度の市政情報の公開請求(申し出)、個人情報の開示請求などの状況は、表1から表4までのとおりです。
▽問合せ 総務課法規係

表2 市政情報の公開・非公開などの処理件数

Table with 6 columns: 区分, 公開, 一部公開, 非公開, 取下げ, 審査請求. Rows include 義務的公開, 任意的公開, 合計.

※任意的公開…市政情報の公開を請求できるもの以外からの申し出に対する公開とあきる野市情報公開条例の施行前に作成・取得した市政情報の公開

表3 実施機関別の個人情報開示請求件数

Table with 3 columns: 実施機関, 主管課, 件数. Rows include 市長 (市民課, 課税課, etc.) and 合計.

表4 個人情報の開示・非開示などの処理件数

Table with 5 columns: 開示, 一部開示, 非開示, 取下げ, 審査請求. Row includes 合計.

耐震改修などをした住宅の固定資産税を減額します

耐震改修をした住宅
平成30年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で、次の要件を満たす場合、翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1を減額します。
▽対象
●昭和57年1月1日以前に建築された住宅
●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上
●耐震改修に1戸当たり50万円を超える費用が掛かった住宅
●減額対象床面積:1戸当たり120平方メートル相当分まで
※耐震改修特例の適用は1回限り

省エネ改修をした住宅

省エネ改修をした住宅
平成30年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事をした住宅で、次の要件を満たす場合、120平方メートルまでを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。
▽対象
●新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)
●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上
●次のいずれかの方が居住する既存の住宅
●65歳以上の方(工事が完了した翌年の1月1日現在)
●要介護認定が必要支援認定を受けている方
●障がいのある方
●新築住宅特例、耐震改修特例を受けている場合は、適用されません。
※バリアフリー改修特例の適用は1回限り

危険ながけや家のまわりの再点検

梅雨の時期には、長雨や集中豪雨で地盤や、がけ、よう壁など

どの崩壊が起こりやすくなりま
す。特に、危ないがけや不完全なよう壁に覆われた家や土地では、大きな被害が出るばかりでなく、隣接する方の生命、財産にまで危険を及ぼすことにもなります。
日ごろから周りの安全を確かめ、危ない石積や土留などは補強し、雨水の排水を良くするなど、安全対策に心掛けましょう。すでに、関係機関から改善などの措置をとるよう勧告を受けている方は、補強、改良などの工事を行ってください。
なお、法律(宅地造成等規制法)で定められた区域内で、一定の高さ以上の切土・盛土をす



る場合やよう壁などを築造するときは、事前に許可が必要です。
▽相談・問合せ 都市計画課指導係、東京都多摩建築指導事務所開発指導第一課(☎042・548・2037)

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請

受付は7月3日まで
▽問合せ 生活福祉課庶務計画係、給付金専用ダイヤル☎0570・092・506(ナビダイヤル、6月30日(金)までの平日午前8時30分～午後5時)

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請

受付は7月3日まで
▽問合せ 生活福祉課庶務計画係、給付金専用ダイヤル☎0570・092・506(ナビダイヤル、6月30日(金)までの平日午前8時30分～午後5時)